

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年4月24日
【会社名】	日本アセットマーケティング株式会社 (旧会社名 株式会社ジアース)
【英訳名】	Japan Asset Marketing Co., Ltd (旧英訳名 The Earth CO.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長最高執行責任者 越塚 孝之
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役最高財務責任者 栗原 裕二
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目6番18号 (旧本店所在地 大阪市中央区平野町二丁目2番12号)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成25年6月27日開催の第14回定時株主総会の決議により、平成25年7月1日から会社名及び本店の所在の場所を上記のとおり変更いたしました。

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第13期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成24年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、平成24年3月期における適切な会計処理が行われていなかったとの外部からの指摘を受けたことから、当社において不適切な会計処理が行われた疑いが明らかとなりました。

そのため、過去の会計処理について徹底した調査を行い、不適切な会計処理の有無を明らかにし、会計処理の客観性及び信頼性を確保することなどを目的として、平成26年2月26日、利害関係のない弁護士及び公認会計士による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

平成26年3月28日付で同調査委員会より調査報告書の提出を受け、当社において売上の不適正な計上が行われていた事実が判明いたしました。

これらの事実は、社内のコンプライアンスに対する理解や意識が十分ではなかったこと、監査役及び内部監査室の監視、牽制機能が十分に働かなかつたことなどによります。以上のことから当社は、売上プロセスの一部に重要な欠陥があり、当該不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れが生じたものと認識しております。

本件に関する当社の対応として、平成24年3月期（第13期）の決算を訂正し、当該訂正が影響する平成24年3月期（第13期）から平成25年3月期（第14期）までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、既に是正を行っておりますが、更なる改善を図るため、第三者委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) コンプライアンス体制の確立

① 人員体制の刷新

② コンプライアンス委員会の活用

③ コンプライアンス教育・研修の活性化

④ 株式会社ドンキホーテホールディングスによるグループコンプライアンスの適用

(2) 監査体制の強化

① 監査役監査の充実化

② 監査役と内部監査室の連携強化

③ 内部監査室の構成員の見直し

④ 監査方法の工夫

⑤ 会計監査人による監査の強化

(3) 新規取引締結の際の稟議システムの改善

① 稟議承認者の増加措置等

② 内部監査室担当者の稟議承認を必須とするルールの導入

以上